

令和6年度  
(令和5年分)

市民税  
県民税

# 申告の手引き

市民税・県民税につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、昨年度市民税・県民税申告書を提出された方など、今年度も申告が必要と思われる方に申告書を送付しております。この手引きを参考に、同封の申告書に令和5年中の所得等を記入のうえ、申告してください。なお、申告においては、申告者及び被扶養者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

ご提出いただいた申告書は、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・公営住宅の家賃等の算定資料や軽減・減免資料及び所得・課税証明書の交付の資料にも使用されます。収入がない場合であっても、上記資料として必要なためその旨を申告してください。

## ◆申告をする必要がない方

- 1 給与所得のみで給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方

**注意** ※年末調整済みの給与以外の給与収入及び給与以外の所得の合計が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

- 2 公的年金・恩給のみを受けている方

**注意** ※ただし、所得控除（生命保険料控除、医療費控除など）を受けようとする方は申告する必要があります。

- 3 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方（扶養している方が市外の方の場合を除く）

※1～3に該当する方で前年事業所得や不動産所得を申告している方は、廃業または休業等で令和5年中に所得などが無い場合であってもその旨を申告してください。

- 4 所得税の確定申告をされる方

- 5 令和6年1月1日に山口市に居住していない方

※ただし1月1日現在の住所地で申告が必要な場合があります。

**注意** 申告がない場合、所得・課税証明書の発行ができないことがあります。

## ◆申告に持参していただくもの

- 1 同封の申告書

- 2 収支内訳書、医療費控除の明細書など（該当の申告がある方のみ）

※収支内訳書の内容がわかるものをご確認させていただくことがあります。

- 3 所得の計算に必要なもの

源泉徴収票（給与または公的年金）、各支払報告書、帳簿書類、領収書など

※生命保険契約等の年金（個人年金）を受給されている方は税務申告用の支払証明など

- 4 控除の計算に必要なもの（年末調整で控除されたものは除く）

国民健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの支払額証明書、被扶養者（配偶者や子など）の所得がわかるもの、障害者手帳など

- 5 番号制度（マイナンバー）に係る必要書類

マイナンバーカードもしくは、通知カードと身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）

- 6 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類（外国語で作成されているものは翻訳文を添付）

親族関係が分かる書類、送金関係書類など

※詳細は令和6年1月9日発行の「令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告受付について」  
または山口市ウェブサイトをご覧ください。

🔍 山口市 検索

# 申告書の書き方 (記入例)

# 表面

## 令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

※宛名番号

山口市長 宛 (提出年月日) 令和 6 年 2 月 3 日

受付印

現住所	山口市亀山町2番1号	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
1月1日現在の住所		生年月日	大・昭平・令 39 . 9 . 1
ふりがな	やまぐち いちろう	電話番号	083 - 123 - 4567
氏名	山口 一郎	代理人氏名	続柄( )

### 令和5年中に収入のなかった方

仕送り等で生活していた又は扶養されていた  
仕送り者(扶養者)の住所

氏名 続柄

遺族年金・障害年金・扶助料等で生活していた  
遺族年金・障害年金・扶助料  
その他( )

預貯金・雇用保険・生活保護法による生活扶助を受けていた  
預貯金・雇用保険・生活扶助

学生だった  
卒業見込 令和 年 月

その他( )

### 1. 所得金額 ※分離課税に係る所得のある方は、分離課税用の申告も必要となりますので、市民税課までお問い合わせください。

所得の種類		収入金額	所得金額
事業	営業等	4,700,230 円	799,923 円
	農 業		
不動産		720,000 円	262,000 円
利 子			
配 当			
給 与			
雑	公的年金等	1,885,600 円	1,139,200 円
	業 務		
	そ の 他	480,000 円	60,000 円
合 計		(7) + (8) + (9)	1,199,200 円
総合	短期		
譲渡	長期		
一 時		2,150,000 円	50,000 円
所得金額の合計			2,311,123 円

### 2. 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	国民健康保険料(税) 266,876 円	国民年金保険料 359,760 円	介護保険料	後期高齢者医療保険料	その他	626,636 円
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金の合計額					
生命保険料控除	一般生命保険料の支払計		個人年金保険料の支払計	介護医療保険料の支払計		66,250 円
	新	7,750 円		7,000 円		
地震保険料控除	地震保険料の支払計			旧長期損害保険料の支払計		12,500 円
	10,000 円			10,000 円		
寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死 別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 離 婚 <input type="checkbox"/> 未 帰 還 (学校名)					
障害者控除	氏 名	障害の程度	氏 名	障害の程度	530,000 円	
配偶者控除・配偶者特別控除	氏 名	山口 知子	個人番号	7 8 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9	配偶者の合計所得金額	293,000 円
扶養控除(16歳以上)(平20.1.1以前生)	氏 名	山口 ツネ	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	控除額	45 万円
	氏 名	山口 剛	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	控除額	33 万円
	氏 名	山口 健	個人番号	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6	控除額	45 万円
	氏 名		個人番号		控除額	
基礎控除	⑬から⑳までの計					430,000 円
						3,225,386 円

16歳未満の扶養親族(控除対象外)(平20.1.2以後生)	氏 名	山口 優	個人番号	5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7
	生年月日	大・昭平・令 20 . 2 . 2	続柄	子
	氏 名		個人番号	
	生年月日	平・令 . .	続柄	

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し引損失額のうち災害関連支出の金額	
医療費控除	<input checked="" type="checkbox"/> 従来	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	<input type="checkbox"/> 特例	435,380 円	225,000 円	110,380 円
所得控除の合計 (㉒+㉓+㉔)				3,335,766 円

**令和5年中に収入のなかった方や連絡事項のある方**

令和5年中に収入のなかった方、遺族年金・障害年金・雇用保険・仕送りなどを受けていた方は、この欄に記入してください。

**重要** 令和5年中に収入のなかった方でも所得・課税証明書などの発行や国民健康保険料・介護保険料などの算定資料となりますので、該当する項目があればその欄に、なければその他の欄に、令和5年中の生活状況を記入してください。



1. 所得金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に得た金額）

種 類	所得の計算方法・記入上の注意	申告書の記入欄		
		表面		裏面
		収入金額	所得金額	
<b>営業等所得</b> 販売業、製造業、飲食業、サービス業、大工、左官、ホステス、保険外交員、集金人、電力量計の検針人、漁業など(農業・不動産業は除く)	$所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除$ 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額（売掛金、現物収入、雑収入を含む） 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用（売上原価、給料賃金、減価償却費、事業用資産の地代・家賃・借入金利子、修繕費など）で生活費は含みません。 専従者控除…事業専従者（あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、令和5年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している方）1人につき、次のAとBのいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 A…50万円（配偶者の場合は86万円） B…事業に係る所得の金額÷（事業専従者の数+1） 注意点*事業専従者とされた方は、扶養控除や配偶者控除の対象となりません。 *専従者控除を受ける場合は、申告書裏面8の欄に必要事項を記入してください。	1のA	1の①	4、8
<b>農業所得</b> 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育など	$所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除$ 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額（家事消費分を含む） 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用（種苗費・農薬衛生費など）で生活費は含みません。 専従者控除…営業等所得の項を参照	1のイ	1の②	4、8
<b>不動産所得</b> 地代、家賃、土地や家屋の権利金など	$所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除$ 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額（未収家賃などを含む） 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用（損害保険料・減価償却費・修繕費など）で生活費は含みません。 専従者控除…営業等所得の項を参照	1のウ	1の③	4、8
<b>利子所得</b> 公社債や預貯金の利子など	非課税制度の適用を受けるものや、普通預金等の利子など源泉徴収されているものは申告の必要はありません。	1のエ	1の④	
<b>配当所得</b> 株式または出資の配当など	一定の上場株式等（1銘柄の所有株式数が発行済株式総数の3%以上であるものを除く）に係る配当は、源泉徴収されているため申告の必要はありません。申告する場合は、申告書裏面5、11にも必要事項を記入してください。 <b>*申告した配当所得の金額は合計所得金額に算入され、国民健康保険料や介護保険料等の算定に含まれます。</b>	1のオ	1の⑤	5、11
<b>給与所得</b> 給与または専従者給与	収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額（手取額ではなく、所得税や社会保険料などが控除される前の金額） 所得金額…5ページの「給与所得の計算について」を参考に算出してください。 申告時の注意点 *源泉徴収票または支払証明書を持参してください。 *源泉徴収票等がない方→申告書裏面3の欄に収入金額と勤務先を記入してください。	1のカ	1の⑥	3
<b>雑所得</b> ①国民年金、厚生年金、各種の共済年金、一時恩給を除く恩給	収入金額…所得税及び介護保険料など各種保険料引き去り前の金額 所得金額…5ページの「公的年金等の雑所得の計算について」を参考に算出してください。 *遺族年金や心身の障がいを原因として受ける年金などは、非課税所得となります。	1のキ	1の⑦	
② <b>業務に係るもの</b> 原稿料、講演料など	$所得金額 = 収入金額 - 必要経費$	1のク	1の⑧	6
③ <b>生命保険契約等に基づく年金、互助年金など、他のいずれにも該当しない所得</b>	$所得金額 = 収入金額 - 必要経費$ *生命保険契約等に基づく年金（個人年金保険、学資保険、養老保険など）を受け取った場合、保険料負担者（法人を除く）と保険金受取人が同一であれば、所得税や市民税・県民税の課税の対象となります。	1のケ	1の⑨	6
<b>総合課税の譲渡所得</b> 車輛、機械、船舶、ゴルフ会員権、書画骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得	<b>【短期】</b> 所有期間が5年以下である資産の譲渡 $所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除$ <b>【長期】</b> 所有期間が5年を超える資産の譲渡 $所得金額 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除) \times 1/2$ *特別控除額は短期と長期を合わせて50万円です。ただし、収入金額-必要経費が50万円未満の場合はその金額が上限となります。	<b>【短期】</b> 1のコ <b>【長期】</b> 1のサ	1の⑩	7
<b>一時所得</b> 生命保険契約等に基づく一時金や損害保険の満期戻戻金など	$所得金額 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除) \times 1/2$ *特別控除額は50万円です。ただし、収入金額-必要経費が50万円未満の場合はその金額が上限となります。	1のシ		7

\*分離課税に係る所得等のある方は、分離課税用の申告も必要となりますので、市民税課までお問い合わせください。

## 《給与所得の計算について》

給与等の収入金額 (税込み) (A)	給与所得の金額	給与等の収入金額 (税込み) (A)	給与所得の金額
～ 550,999円	0 円	1,628,000円～1,799,999円	$A \div 4$ の金額 (千円未満の端数切捨て) ↓ B B×2.4+100,000 円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000 円	1,800,000円～3,599,999円	B B×2.8-80,000 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000 円	3,600,000円～6,599,999円	_____,000円 B×3.2-440,000 円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000 円	6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000 円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000 円	8,500,000円～	A-1,950,000 円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000 円		(1円未満切捨て)

[計算例]

給与等の収入金額 (A) : 1,920,500円の場合

①  $1,920,500 \div 4 = 480,125$ 円 → (B) : 480,000円 (千円未満の端数切捨て)

②  $480,000 \times 2.8 - 80,000$ 円 = 1,264,000円 → 「給与所得」の金額は、1,264,000円になります。

## 《公的年金等の雑所得の計算について》

● 昭和34年1月2日以後に生まれた方  
(65歳未満の方) の計算

公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超～
130万円未満	a-60万円	a-50万円	a-40万円
130万円以上～ 410万円未満	a×0.75 -27.5万円	a×0.75 -17.5万円	a×0.75 -7.5万円
410万円以上～ 770万円未満	a×0.85 -68.5万円	a×0.85 -58.5万円	a×0.85 -48.5万円
770万円以上～ 1,000万円未満	a×0.95 -145.5万円	a×0.95 -135.5万円	a×0.95 -125.5万円
1,000万円以上～	a-195.5万円	a-185.5万円	a-175.5万円

● 昭和34年1月1日以前に生まれた方  
(65歳以上の方) の計算

公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超～
330万円未満	a-110万円	a-100万円	a-90万円
330万円以上～ 410万円未満	a×0.75 -27.5万円	a×0.75 -17.5万円	a×0.75 -7.5万円
410万円以上～ 770万円未満	a×0.85 -68.5万円	a×0.85 -58.5万円	a×0.85 -48.5万円
770万円以上～ 1,000万円未満	a×0.95 -145.5万円	a×0.95 -135.5万円	a×0.95 -125.5万円
1,000万円以上～	a-195.5万円	a-185.5万円	a-175.5万円

[計算例]

昭和34年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満の方) の場合

公的年金等の雑所得の収入金額 (a) : 2,667,200円

$2,667,200 \times 0.75 - 275,000$ 円 = 1,725,400円 → 「公的年金等の雑所得」の金額は、1,725,400円になります。

## 《所得金額調整控除》

① 給与等の収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合、給与等の収入金額 (上限額1,000万円) から850万円を控除した金額の10%に相当する金額 (上限額15万円) を給与所得金額から控除。

- ・ 本人が特別障害者に該当する
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

[計算例] 給与収入1,200万円 で23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額 : 195万円

所得金額調整控除額 :  $(1,000$ 万円 (上限額)  $- 850$ 万円)  $\times 10\%$  = 15万円

$1,200$ 万円 (給与収入金額)  $- 195$ 万円 (給与所得控除額)  $- 15$ 万円 (所得金額調整控除額) = 990万円 (給与所得金額)

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、合計した所得金額が10万円を超える場合、給与所得 (上限額10万円) 及び公的年金等に係る雑所得の金額 (上限額10万円) の合計額から10万円を控除した残額を給与所得金額から控除。

[計算例] 65歳以上の方で給与収入200万円及び公的年金等の収入180万円である場合

給与所得金額 :  $(200$ 万円  $\div 4) \times 2.8 - 8$ 万円 = 132万円 (給与所得控除額68万円)

公的年金所得金額 : 180万円  $- 110$ 万円 = 70万円

所得金額調整控除額 : 10万円 (給与上限額)  $+ 10$ 万円 (年金上限額)  $- 10$ 万円 = 10万円

$200$ 万円  $- 68$ 万円 (給与所得控除額)  $- 10$ 万円 (所得金額調整控除額) = 122万円 (給与所得金額)

※上記①の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

## 2. 所得から差し引かれる金額

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																																		
社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った社会保険料（健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）がある場合	支払った金額 配偶者その他の親族が受け取る年金から差し引かれた国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料はあなたの控除の対象にはなりません。	表面⑬																																																		
小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが支払った、小規模企業共済法に規定される第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金がある場合	支払った金額	表面⑭																																																		
生命保険料控除	<p>あなたや、あなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約、介護医療保険契約または個人年金保険契約のうち、令和5年中にあなたが支払った保険料がある場合</p> <p><b>*平成25年度より、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの控除限度額が変更となりました。</b></p> <p>①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>(B)介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>(C)個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(A)+(B)+(C)合計額の上限70,000円</p> <p>②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>(b)個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a)+(b)合計額の上限70,000円</p> <p>*①(新契約)、②(旧契約)両方の保険契約等がある場合、(ア)新契約のみ、(イ)旧契約のみ、(ウ)新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。ただし、(ウ)新旧両契約での申告を選択された場合、控除の上限額は28,000円となります。</p> <p>《参考：記入例(P.2)の計算》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料</th> <th>種類</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命保険料</td> <td>(新)</td> <td>7,750円</td> <td>7,750円</td> </tr> <tr> <td>一般生命保険料</td> <td>(旧)</td> <td>32,000円</td> <td>23,500円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>(新)</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>(旧)</td> <td>55,000円</td> <td>31,250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>控除額は上限額の28,000円 生命保険料控除額 66,250円</p>		支払金額	控除額	(A)一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円	12,000円以下	支払金額全額	(B)介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円	(C)個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円		56,001円以上	28,000円		支払金額	控除額	(a)一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円	15,000円以下	支払金額全額	(b)個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円		40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円	保険料	種類	支払金額	控除額	一般生命保険料	(新)	7,750円	7,750円	一般生命保険料	(旧)	32,000円	23,500円	介護医療保険料	(新)	7,000円	7,000円	個人年金保険料	(旧)	55,000円	31,250円		表面⑮
	支払金額	控除額																																																			
(A)一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円	12,000円以下	支払金額全額																																																			
(B)介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円																																																			
(C)個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円																																																			
	56,001円以上	28,000円																																																			
	支払金額	控除額																																																			
(a)一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円	15,000円以下	支払金額全額																																																			
(b)個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円																																																			
	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円																																																			
	70,001円以上	35,000円																																																			
保険料	種類	支払金額	控除額																																																		
一般生命保険料	(新)	7,750円	7,750円																																																		
一般生命保険料	(旧)	32,000円	23,500円																																																		
介護医療保険料	(新)	7,000円	7,000円																																																		
個人年金保険料	(旧)	55,000円	31,250円																																																		
地震保険料控除	<p>《地震保険料》 損害保険契約等について、令和5年中にあなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額×1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《旧長期損害保険料》 平成18年末までに契約した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上のもので、満期返戻金を支払う旨の特約があるもの）で平成19年以降に契約の変更をしていないものについて、令和5年中にあなたが支払った保険料がある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,000円以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*一つの損害保険契約等が、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のいずれの契約にも該当する場合には、どちらか一つを選択してください。 *地震保険料の控除と旧長期損害保険料の控除の両方がある場合は、それぞれについて計算した控除額の合計となります。（限度額 25,000円）</p>		支払金額	控除額		50,000円以下	支払金額×1/2		50,001円以上	25,000円		支払金額	控除額		5,000円以下	支払金額全額		5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円		表面⑯																													
	支払金額	控除額																																																			
	50,000円以下	支払金額×1/2																																																			
	50,001円以上	25,000円																																																			
	支払金額	控除額																																																			
	5,000円以下	支払金額全額																																																			
	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円																																																			
	15,001円以上	10,000円																																																			
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である単身者	<b>30万円</b>	表面⑰																																																		
寡婦控除	①夫と離婚後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合 ②夫と死別後再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合	<b>26万円</b>	表面⑰																																																		
勤労学生控除	あなたが学生・生徒で、給与所得などの勤労による所得があり、令和5年中の合計所得金額が <b>75万円以下</b> で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合 *学生証等の証明書の添付が必要です。	<b>26万円</b>	表面⑰																																																		

## 所得から差し引かれる金額

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																							
障害者控除	<p>あなたやあなたの<b>同一生計配偶者</b>及びその他の扶養親族が障がい者である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>戦傷病者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> <td>特別項症から第3項症まで</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>3級～6級</td> <td>B</td> <td>2・3級</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>*手帳をお持ちでない場合でも「障害者控除対象者認定書」などにより控除の対象となる場合があります。 *特別障害者があなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている場合、控除額に23万円が加算され、控除額は53万円となります。</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで	普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外	<p>普通障害者… <b>26</b>万円</p> <p>特別障害者… <b>30</b>万円</p> <p>同居特別障害者の場合… <b>53</b>万円</p>	表面⑱																								
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																																						
特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで																																						
普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外																																						
配偶者控除	<p>あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額が<b>48万円以下</b>の配偶者(控除対象配偶者)がいる場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年齢</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳未満</td> <td><b>33</b>万円</td> <td><b>22</b>万円</td> <td><b>11</b>万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)</td> <td><b>38</b>万円</td> <td><b>26</b>万円</td> <td><b>13</b>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*あなたの昨年の合計所得金額が1,000万円を超えており、かつ同一生計配偶者(合計所得金額が<b>48万円以下</b>の配偶者)の申告をされる場合は、同一生計配偶者欄にチェックをしてください。</p>	配偶者の年齢	あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	70歳未満	<b>33</b> 万円	<b>22</b> 万円	<b>11</b> 万円	70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)	<b>38</b> 万円	<b>26</b> 万円	<b>13</b> 万円																										
配偶者の年齢	あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)																																									
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																							
70歳未満	<b>33</b> 万円	<b>22</b> 万円	<b>11</b> 万円																																							
70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)	<b>38</b> 万円	<b>26</b> 万円	<b>13</b> 万円																																							
配偶者特別控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が<b>48万円を超え、133万円以下</b>の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>48万円超～100万円以下</b></td> <td><b>33</b>万円</td> <td><b>22</b>万円</td> <td><b>11</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>100万円超～105万円以下</b></td> <td><b>31</b>万円</td> <td><b>21</b>万円</td> <td><b>11</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>105万円超～110万円以下</b></td> <td><b>26</b>万円</td> <td><b>18</b>万円</td> <td><b>9</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>110万円超～115万円以下</b></td> <td><b>21</b>万円</td> <td><b>14</b>万円</td> <td><b>7</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>115万円超～120万円以下</b></td> <td><b>16</b>万円</td> <td><b>11</b>万円</td> <td><b>6</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>120万円超～125万円以下</b></td> <td><b>11</b>万円</td> <td><b>8</b>万円</td> <td><b>4</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>125万円超～130万円以下</b></td> <td><b>6</b>万円</td> <td><b>4</b>万円</td> <td><b>2</b>万円</td> </tr> <tr> <td><b>130万円超～133万円以下</b></td> <td><b>3</b>万円</td> <td><b>2</b>万円</td> <td><b>1</b>万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	<b>48万円超～100万円以下</b>	<b>33</b> 万円	<b>22</b> 万円	<b>11</b> 万円	<b>100万円超～105万円以下</b>	<b>31</b> 万円	<b>21</b> 万円	<b>11</b> 万円	<b>105万円超～110万円以下</b>	<b>26</b> 万円	<b>18</b> 万円	<b>9</b> 万円	<b>110万円超～115万円以下</b>	<b>21</b> 万円	<b>14</b> 万円	<b>7</b> 万円	<b>115万円超～120万円以下</b>	<b>16</b> 万円	<b>11</b> 万円	<b>6</b> 万円	<b>120万円超～125万円以下</b>	<b>11</b> 万円	<b>8</b> 万円	<b>4</b> 万円	<b>125万円超～130万円以下</b>	<b>6</b> 万円	<b>4</b> 万円	<b>2</b> 万円	<b>130万円超～133万円以下</b>	<b>3</b> 万円	<b>2</b> 万円	<b>1</b> 万円		表面⑲
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額(1,000万円を超える場合は該当しません。)																																									
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																							
<b>48万円超～100万円以下</b>	<b>33</b> 万円	<b>22</b> 万円	<b>11</b> 万円																																							
<b>100万円超～105万円以下</b>	<b>31</b> 万円	<b>21</b> 万円	<b>11</b> 万円																																							
<b>105万円超～110万円以下</b>	<b>26</b> 万円	<b>18</b> 万円	<b>9</b> 万円																																							
<b>110万円超～115万円以下</b>	<b>21</b> 万円	<b>14</b> 万円	<b>7</b> 万円																																							
<b>115万円超～120万円以下</b>	<b>16</b> 万円	<b>11</b> 万円	<b>6</b> 万円																																							
<b>120万円超～125万円以下</b>	<b>11</b> 万円	<b>8</b> 万円	<b>4</b> 万円																																							
<b>125万円超～130万円以下</b>	<b>6</b> 万円	<b>4</b> 万円	<b>2</b> 万円																																							
<b>130万円超～133万円以下</b>	<b>3</b> 万円	<b>2</b> 万円	<b>1</b> 万円																																							
扶養控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、令和5年中の合計所得金額が<b>48万円以下</b>の方を扶養している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>平成17年1月2日～平成20年1月1日及び昭和29年1月2日～平成13年1月1日までに生まれた方(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方)</td> <td><b>33</b>万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた方(19歳以上23歳未満の方)</td> <td><b>45</b>万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>昭和29年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)</td> <td><b>45</b>万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等 同居老親等以外</td> <td><b>38</b>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 *同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常としている方をいいます。 *16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除は廃止されましたが、市民税・県民税の非課税基準額の算定や、各種手当に影響しますので、扶養している場合は「16歳未満の扶養親族」欄に必ず記入してください。 *令和6年度の市・県民税から30歳以上70歳未満の国外居住親族について、「留学により非居住になった人」「障がい者」「扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」に該当しない場合は扶養控除の適用対象から除外されます。</p>	種類		控除額	一般扶養親族	平成17年1月2日～平成20年1月1日及び昭和29年1月2日～平成13年1月1日までに生まれた方(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方)	<b>33</b> 万円	特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた方(19歳以上23歳未満の方)	<b>45</b> 万円	老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)	<b>45</b> 万円	同居老親等 同居老親等以外	<b>38</b> 万円		表面⑳																									
種類		控除額																																								
一般扶養親族	平成17年1月2日～平成20年1月1日及び昭和29年1月2日～平成13年1月1日までに生まれた方(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方)	<b>33</b> 万円																																								
特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた方(19歳以上23歳未満の方)	<b>45</b> 万円																																								
老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)	<b>45</b> 万円																																								
	同居老親等 同居老親等以外	<b>38</b> 万円																																								

※ひとり親、寡婦、勤労学生、障がい者、控除対象配偶者、扶養親族等に該当するかどうかは、令和5年12月31日の現況によって判定します。なお、扶養親族等が令和5年中にすでに死亡しているときは、その親族等の死亡時の現況によって判定します。

※2人以上の納税義務者が同一の扶養親族等を重複して控除を受けることはできません。

## 所得から差し引かれる金額

種類	内容または記入上の注意				控除される額	申告書の記入欄
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	表面 ⑲
	基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円	
雑損控除	あなたや、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害・盗難及び横領により住宅や家財に損害を受けた場合			「損害金額－保険金などで補填される金額」(a)の金額を基として計算した、次の(ア)と(イ)のいずれか多い方の金額 (ア) aの金額－(総所得金額等の合計額×1/10) (イ) aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		表面 ⑳
医療費控除	①医療費控除(従来) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他親族のために、令和5年中にあなたが支払った医療費がある場合			《総所得金額等が200万円以上の方》 (支払った医療費)－(保険金などで填補される金額)－10万円 《総所得金額等が200万円未満の方》 (支払った医療費)－(保険金などで填補される金額)－(総所得金額等×5%) (限度額200万円)		表面 ㉑
注意 ①と②の併用はできません	②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 上記①に該当する方で、あなたが、令和5年中に健康増進及び疾病予防のために一定の取組を行っており、かつ、対象医薬品(スイッチOTC医薬品)※の購入費がある場合 ※医師によって処方される医薬品から、ドラッグストア等で購入できるように転用された医薬品			支払ったスイッチOTC薬の総額－1万2千円 (限度額8万8千円)		

## 税額から差し引かれる金額

種類	内容または記入上の注意	申告書の記入欄
寄附金控除	あなたが令和5年中に山口県共同募金会、日本赤十字社、都道府県・市町村(特別区)または山口県及び山口市が条例で指定した団体へ寄附金を支出した場合	裏面 12

※ 山口県及び山口市が条例で指定した団体については、山口市ウェブサイト内「[個人市民税\(個人住民税\)の寄附金税額控除に関するお知らせ](#)」をご確認ください。

## ◆申告書の提出先

申告期間中は、山口総合支所の申告受付会場へ直接ご提出ください。期間後は、山口市役所市民税課へ直接ご提出ください。申告受付日に限り、広報誌・ウェブサイトに掲載している各会場でも受け付けています。申告についてご不明な点は、下記へお問い合わせください。

- ※ 申告書及び手引きは現行法に基づいて作成していますが、税制改正により諸控除等が改正される場合がありますのでご了承ください。
- ※ 申告受付日程は広報誌やウェブサイトにも掲載しておりますので、会場等ご確認ください。

### 問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号(山口総合支所1階) 山口市役所 総務部 市民税課  
TEL (083) 934-2735 FAX (083) 933-1083  
ウェブサイト <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

市民税・県民税の申告書を提出されても所得税の申告書を提出したことにはなりません。所得税の確定申告書等の作成は、[国税庁ホームページ\(www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等の作成・e-Tax(電子申請)による送信(提出)ができます。

なお、「確定申告書作成コーナー」は、スマートフォンからのご利用が大変便利となっておりますので、是非ご活用ください。

また、確定申告に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページの「[チャットボット\(ふたば\)](#)」・「[タックスアンサー\(よくある税の質問\)](#)」をご利用いただくことで、調べることができます。

山口税務署 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館  
TEL (083) 922-1340 (自動音声によりご案内します。)

この手引きはリサイクルできます。山口市にお住まいの方は「雑がみ」として市の収集に出してください。山口市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお尋ねください。